

富士川町  
女性職員の活躍の推進に関する  
行動計画

富士川町  
富士川町教育委員会  
富士川町議会

## 1 計画策定の背景

富士川町女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条第1項に基づき、富士川町長、富士川町教育長、富士川町議会議長が策定する行動計画である。

## 2 計画期間

この特定事業主行動計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

## 3 計画の推進体制

この計画の推進体制を次のとおり定めるものとする。

- ① 女性職員の活躍を効果的に推進するため、課長会議等による行動計画推進体制を確立する。
- ② 啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知する。
- ③ 本計画の実施状況について、年度ごとに課長会議等により実施状況や職員ニーズを把握し、その後の対策や計画の見直しを図る。

## 4 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、教育委員会、町議会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果を基に、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、当該課題分析の結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

## 5 具体的な内容

次の目標について、計画期間である令和8年3月31日までに実現できるよう、取り組みを行うものとする。

### ① 出産・育児支援

**妊娠中・出産・育児の支援を行うことで、子育てをしながら働く職員に配慮した措置を積極的に講じる。**

目標1：妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のため、母子健康管理についての情報提供や制度の周知を図るとともに、相談窓口を設置する。

<取組>

- ・ 制度に関する資料や情報を職員に周知する。
- ・ 相談窓口の設置について検討する。
- ・ 育児休業等の取得前後において、休業後の円滑な復帰を促すため所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。

目標2：制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加休のための休暇の取得割合を80%以上にする。

<取組>

- ・ 出産を控えている職員に制度の周知を図るとともに、配偶者出産休暇や育児参加休暇の積極的な活用を推進する。
- ・ 制度の活用を促進するため、管理職員の意識改革や職場マネジメントに関する指導を行う。

### ② 職場環境

**職員のメンタルヘルスやワークライフバランスの充実を図るため、働きやすい職場環境の整備を行う。**

目標1：職員全員の所定外労働時間を、1人当たり月平均5.2時間未満とする。

<取組>

- ・ 現在設定している、ノー残業デーの周知・徹底を行うとともに、管理職員が各職員に定時退庁を勧奨する。
- ・ 所定外労働の原因の分析、対策等を行う。

- ・年1回実施するストレスチェックの結果を踏まえ、職場全体や各課の課題を分析し、対策を検討・実施する。

目標2：年次有給休暇の取得日数を、一人あたり平均年間10日以上とする

<取組>

- ・年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ・年次有給休暇取得計画に基づき各所属において、取得計画を策定する。
- ・把握した取得状況を分析し業務分担の見直しを定期的に行うことで、各職員の業務量の平準化を図る。

### ③ 配置・登用

**女性職員の管理職への登用や、多様な職務機会の付与をする事により、女性職員のキャリア形成の支援をする。**

目標：管理的地位にある職員に占める女性の割合を、令和2年度の実績（35.0%）以上とする。

<取組>

- ・女性職員を人事・財務・企画・議会担当等、多様なポストに積極的に配置する。
- ・課長、課長補佐、リーダーの各役職段階における人材確保を念頭に置いた人材育成を行う。